

今後発生が想定される極めて規模の大きい災害時の応援職員派遣に係る アクションプラン策定協議のための関係者会議 開催要綱

1 目的

南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方に関する検討会において取りまとめた中間報告書（令和3年9月）における提言を踏まえ、南海トラフ地震・首都直下地震等極めて規模の大きい災害時の応援職員派遣に係るアクションプランを策定するため、会議を開催する。

なお、アクションプラン策定会議の対象となる「今後発生が想定される極めて規模が大きい災害」とは、「国において特別の立法措置及び被害想定が定められている災害（※）」を指すものとする。

※令和7年4月24日時点において、「南海トラフ地震」・「首都直下地震」・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」の3つ。

2 名称

本会議は、「今後発生が想定される極めて規模の大きい災害時の応援職員派遣に係るアクションプラン策定協議のための関係者会議」（以下「協議会」という。）と称する。

3 内容

- (1) 協議会は、南海トラフ地震、首都直下地震等今後発生が想定される極めて規模の大きい災害（以下「対象災害」という。）ごとに策定するアクションプランについて、それぞれ基本方針を定め、又は改定を行う。
- (2) 協議会は、基本方針に従いワーキンググループが策定したアクションプラン案について、検討し、合意する。
- (3) 協議会は、改定したアクションプラン案について検討し、合意する。

4 構成

- (1) 協議会の構成員は別紙の者とする。
- (2) 協議会の構成員はアクションプランを策定する対象災害に応じて入れ替えることができる。
- (3) 協議会の検討を促進するため、必要に応じて、対象災害ごとにワーキンググループを開催することができる。

5 議事

- (1) 協議会は、必要があると認めるときは、学識経験者等に協議会への出席を求めるなどにより、その意見を聴くことができる。
- (2) 協議会は、原則として公開しないが、会議の終了後、配布資料を公表するとともに議事概要を作成し、これを公表するものとする。

6 雑則

協議会の庶務は、総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室において処理する。

名簿

<構成員>

青木 淳	神奈川県くらし安全防災局参事監兼防災部長
青柳 徹	千葉県防災危機管理部長
池田 頼昭	兵庫県防災監
宇田川 真之	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 社会防災研究領域 災害過程研究部門 客員研究員
加藤 哲也	名古屋市防災危機管理局・担当部長
河野 功	全国町村会行政部長
佐藤 章仁	徳島県危機管理部長
習田 嘉章	指定都市市長会事務局長
仙田 康博	全国知事会調査第二部長
高田 照之	東京都総務局総合防災部長
高橋 明	豊中市危機管理監（中核市市長会関係）
高橋 義広	宮城県復興・危機管理部長
高山 圭一	北海道総務部危機管理監
武澤 安彦	埼玉県危機管理防災部長
竹沢 淳一	石川県危機管理部長
土谷 豊	川崎市危機管理部長
中尾 慶一郎	宮崎県総務部危機管理局長
平野 智也	全国市長会行政部長
穂積 直樹	総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長
村上 英文	熊本市理事兼危機管理監
横山 卓生	茨城県防災・危機管理部長

<オブザーバー>

天利 和紀	消防庁国民保護・防災部防災課長
小林 弘史	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（災害緊急事態対応担当）

(敬称略、五十音順)

令和8年3月25日時点

※代理者の出席も可とする。